

**広島地方最低賃金審議会**  
**第2回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業**  
**その他の鉄鋼業最低賃金専門部会**  
**議事要旨**

|   |                                       |                            |                            |
|---|---------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 開催日時  | 令和3年10月22日（金）8時55分～10時17分             |                            |                            |
| 開始場所  | 広島合同庁舎2号館5階 特別会議室                     |                            |                            |
| 出席状況  | 公益を代表する委員<br>労働者を代表する委員<br>使用者を代表する委員 | 出席 2 人<br>出席 3 人<br>出席 3 人 | 定数 3 人<br>定数 3 人<br>定数 3 人 |
| 主要議題  | 1 広島県製鉄業等最低賃金の改正決定について<br>2 その他       |                            |                            |
| <b>議 事 要 旨</b>  |                                       |                            |                            |
| <p>1 広島県製鉄業等最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長から労働者側委員および使用者側委員に、最低賃金の改正について金額提示が求められた。</p> <p>労働者側からは、「今年度の地賃の上昇額28円と春闘の結果、他府県の状況を鑑みて32円を提示します。」との意見表明があった。</p> <p>それに対して、使用者側からは、「新型コロナウイルスの影響は落ち着きつつあるが、依然として状況が厳しいことには変わらない。今年度の300人未満の春闘引上率1.73%を参考にして16円を提示する。」との意見表明があった。</p> <p>審議を続けた結果、労働者側からは30円引上げ、使用者側からは20円引上げの意見表明があった。</p> <p>双方の意見の隔たりが大きく結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の日程調整が行われた。</p> <p>第3回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会<br/>         日 時 10月26日（火）午後3時～<br/>         会 場 合同庁舎2号館5階特別会議室<br/>         主な議題 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について</p> |                                       |                            |                            |